

平塚市環境基本計画の中間見直しの方向性

「平塚市環境基本計画（平成29年度～平成38年度）」（以降、「現計画」という）は、概ね5年で中間見直しを実施することとしており、現計画に基づく事業計画（前期）が、令和3年度までとなっていることから、令和4年度からの事業計画（後期）に向け、中間見直しに取り組む必要があります。

1 社会情勢の変化

現計画策定から現在までの環境分野における社会的な動きは次のとおりです。

(1) 国の動向

- ・気候変動適応法の施行（平成30年12月1日）
気候変動への適応策を推進するための法的な枠組みが整備された。
- ・菅総理大臣所信表明演説（令和2年10月26日）
「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会を目指す」と宣言
- ・菅総理大臣第204回通常国会施政方針演説（令和3年1月18日）
「COP26までに意欲的な2030年目標を表明する」と宣言

(2) 県の動向

- ・かながわプラごみゼロ宣言（平成30年9月4日）
「2030年までのできるだけ早期に捨てられるプラごみゼロを目指す」と宣言
- ・2050年脱炭素社会の実現を表明（令和元年11月）
- ・かながわ気候非常事態宣言（令和2年2月7日）
改めて、2050年の「脱炭素社会」の実現に向けた取組の推進を宣言

(3) 本市の動向

- ・電力の地産地消事業への取組み（平成30年2月）
本市における地産電力の普及について、パートナー事業者を選定して取り組む。
- ・生物多様性保全推進事業（平成30年度から）
平塚市生物多様性アクションプラン（仮称）策定へ向けた取組み
- ・ゼロカーボンシティ宣言への検討（令和2年12月）
平塚市議会12月定例会において、「ゼロカーボンシティ宣言に向けて前向きに議論する」旨を答弁

この他にも、持続可能な開発目標（SDGs）への取組みに対する機運の高まりが社会情勢の変化として挙げられます。

（裏面へ）

2 中間見直しに向けた課題

1の情勢変化を踏まえ、中間見直しの中で特に検討を要する項目として、次の点が挙げられます。

(1) 気候変動適応策

現計画には、適応策に対する具体的な取組みの記載がないため、盛り込む必要があります。

(2) 二酸化炭素排出量削減目標

現計画の「平成38年度までに平成25年度比18.5%排出削減」は、国の目標に合わせたものであるため、国の2030年目標が変われば、変更する必要があります。

(3) ゼロカーボンシティ宣言

2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言に向けた検討結果を盛り込む必要があります。

(4) 生物多様性の保全

生物多様性アクションプラン策定の時期と重なることから、この考え方や方向性を反映する必要があります。

3 中間見直しの方向性

1のように現計画策定時から、大きく社会情勢は変化しているが、「めざすべき環境像」や基本方針を変更することまでは考えていません。よって、2の課題に対応した加筆、修正を行うこととし、それらの課題に関連する事業を重点施策として後期事業計画に位置付ける方向で検討します。また、見直し後の各施策について、SDGsと関連付けた表記についても検討します。